

安城市男女共同参画審議会委員募集要領

1 趣旨

安城市男女共同参画プランの推進や市の男女共同参画に関する取組などについて、幅広く市民の意見を反映するため、安城市男女共同参画審議会の委員の一部を公募します。

2 活動内容

安城市男女共同参画審議会（令和8年度は1回程度、令和9年度は3回程度開催。平日の昼間を予定。）

※「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（祝日、年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）等を除く。）をいいます。以下同じ。

◇市公式ウェブサイトの「安城市男女共同参画審議会」のページ

【<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/siminkatudo/danjosingikai.html>】

3 応募資格

令和8年4月1日現在において、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内在住・在勤・在学・市内で活動する方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) 本市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない方（ただし、令和8年3月31日以前に解任されているものは除く）
- (4) 平日の昼間に開催する会議に出席できる人

4 募集人数

3人程度

5 任期

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

6 報酬

1回につき7,500円

7 募集期間

令和8年1月13日（火）から2月6日（金）まで

8 応募方法

- (1) インターネットによる場合

あいち電子申請・届出システムによる応募受付フォームに必要事項を入力してください。（募集期間最終日は、午後5時15分まで。）

【<https://ttzk.graffer.jp/city-anjo/smart-apply/apply-procedure-alias/r8danjo-koubo>】



(2) 応募用紙による場合

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。(応募用紙は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、市民協働課においても配布しています。)

ア 持参の場合

安城市役所本庁舎3階 市民協働課（窓口No. 34）

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 郵送の場合

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市役所市民協働課あて（募集期間最終日必着）

ウ FAXの場合

0566-72-3741（募集期間最終日は、午後5時15分まで）

エ 電子メールの場合

kyodo@city.anjo.lg.jp（募集期間最終日は、午後5時15分まで）

(3) 応募にあたっての注意事項

提出済みの応募用紙については、返却しません。また、応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担です。

9 選考方法

(1) 書類審査（書類審査の結果及び面接日時の詳細は、個別に通知します。）

(2) 面接審査（面接審査の結果は、個別に通知します。）

面接は令和8年3月17日（火）に行う予定です。

※選考にあたっては、提出のあった応募用紙のほか、委員の男女比、年齢構成、地域構成及び他の審議会等の委員との兼職状況等を考慮の上、決定します。

※委員になる方の氏名は市公式ウェブサイト等で公表します。

10 その他

(1) 今期の男女共同参画審議会では、令和8年度は主に男女共同参画プランの進捗管理及び評価をしていただき、令和9年度は主に令和10年度までに策定予定の第6次男女共同参画プランについてご審議いただく予定です。

(2) 第5次安城市男女共同参画プランは、市民協働課で閲覧することができます。また、市公式ウェブサイトにも掲載しています。

（市民生活部市民協働課市民協働係 電話0566-71-2218）